

○厚生労働省令第百六十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の十二第一項及び第三項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の七中「二年以内の者」の下に「経過観察を必要としないと認められる者を除く。」を加える。

第二十七条の八の見出し及び同条第一項中「記録」を「記載」に改め、同項第四号中「病状」の下に「抗酸菌培養検査及び」を加え、「結果及び」を「結果並びに」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。